

令和 3 年 6 月 18 日現在

機関番号：33929

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K14005

研究課題名（和文）子ども条例による関係的権利の保障と包摂的自治体行政システム構築に向けた実証的研究

研究課題名（英文）Study on inclusive community systems that promote children's rights

研究代表者

伊藤 健治（ITO, Kenji）

東海学園大学・教育学部・准教授

研究者番号：30781471

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、子どもの権利を保障する包摂的な社会・教育システムの構築を目指すにあたって、子ども・若者の権利に関する法理論的検討と自治体子ども条例を対象とした教育・子ども行政システムに関する事例調査によって実証的に研究を展開した。子どもの権利は、自律的な権利観に基づいた自己決定権とは異なり、おとなと子どもの日常的で豊かな関係性の中で保障されるものである。それゆえ、自律を目的として依存を否定するのではなく、他者との関係性の中での承認が不可欠となることから、子どもの意見を尊重する実践を地域社会の中で積み重ねて、社会の構造的な問題に取り組んでいくことが求められる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、自治体子ども・若者施策の推進に向けた子ども条例に着目し、子どもの権利保障の視点から検討することで、一時的な政策動向や社会情勢にとらわれない安定的・継続的な地域社会システムのあり方を追求する点に社会的な意義を有する。また、地域社会とは、多様な人びとが非対称的に依存し合い生活する空間であり、そこでの子どもの権利保障は社会科学における重要な課題である。子どもの権利研究として、「保護か自律か」のレベラリズムの権利観ではなく、子どもの成長・発達に不可欠な配慮（ケア）を公正に保障するための関係的な権利観に着目し、子どもの実態に基づいて理論的精緻化を図っていく点に学術的な意義を有する。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to clarify the issue of children's rights in community policy. Child's Right demands the appropriate daily relationship between children and adults in schools and communities. It is different from the concept of a right to self-determination based on independent human rights. Because of the dependent nature of children, it is necessary to accept children within the relationship with others, and it should be avoided to deny dependence of them for the aim to be independent. To secure the rights of the child, it is unavoidable, through the cumulative practices of listening to the voice of the child, to solve the background problems based on the social context.

研究分野：教育行政学、教育法学

キーワード：子どもの権利 子ども条例 関係的権利 権利擁護 子ども行政 意見表明

1. 研究開始当初の背景

現代社会において子どもの権利に関する問題状況は多様化・深刻化しており、子ども期の不利が将来に向かって積み重なっていく状況が生じている。政府は、「子供・若者の抱える困難の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援」のため、地域の関係機関による支援ネットワークの構築をすすめており(2016年「子供・若者育成支援推進大綱」)すでに自治体では、ネットワークの整備に向けて「子ども・若者支援地域協議会」やワンストップ相談窓口等の設置が増加している。しかしながら、首長部局における子ども関連部局の連携には一定の進展が見られるが、首長部局と教育委員会・学校、民間の子ども支援団体との連協・協力には課題が多く、子どもの困難な状況に関する実態の把握と公的支援の充実に向けた取り組みは途上にある。地域の支援ネットワークを有効に機能させるには、子ども・若者の抱える困難の複合性・複雑性の実態を踏まえた支援システムの検討が課題となる。

そこで、本研究では、子ども条例を制定して総合的な子ども・若者施策を積極的に展開している自治体に着目して、その実態を調査することを通して、子ども・若者の権利を保障する包括的な社会・教育システムの構築に向けた展望を探ることとした。本研究が着目する子ども条例は、子どもの権利保障を基本として、子ども参加、権利救済、子ども支援施策の促進などを定めた総合的な条例であり、全国で43自治体が制定している(2016年9月、子どもの権利総合研究所による)。一方、子どもの権利保障を推進するためには、条例を制定するだけでなく、地域社会において子どもの生活と学習を支える仕組みを作り上げることが課題となるが、条例の実践では首長部局が中心となるケースが多く、学校教育現場では十分に浸透していない。そのため、本研究では、条例による総合的な子ども施策とともに、子どもの生活・学習環境の実態を把握し、その改善に取り組むための仕組みとして、子ども参加による共同的な学校運営の実践から社会・教育システムの在り方を探ることとした。

2. 研究の目的

本研究は、子どもの権利を保障する包括的な社会・教育システムを実現するために、子ども条例に基づく総合的な子ども施策の展開及び子ども参加による共同的な学校運営に着目することで、子どもの権利を関係性のネットワークによって保障する自治体行政システムの構築を図ることを目的とした。また、子ども・若者が直面する社会的困難や構造的不平等の実態を権利保障の観点から明らかにすることで、子どもの権利研究を行政システムの改善に資する理論として精緻化を図ることとした。すなわち、地域社会における教育・子ども支援行政に関する事例調査研究と子ども・若者の権利に関する理論研究との往還によって、子どもの権利を保障するための包括的自治体行政システムの構築に向けた検討を研究目的とした。

3. 研究の方法

自治体の子ども・若者施策を総合的に展開する上での課題を析出し、子ども・若者の権利保障の観点から今後の教育・社会システムのあり方を検討し、具体的には以下の3点を課題とした。

自治体の子ども施策を総合的に推進するための法的基盤である「子ども条例」を検証し、子ども施策の推進・評価の方法、行政組織の再編、学校・家庭・地域・施設・NPOなどの連携に関する実態を明らかにすること。子ども参加による共同的な学校運営の実践を通して、子どもの生活・学習環境を保障するために求められる公的支援のあり方を探り、それを可能とする条件やプロセスを明らかにすること。構造的不平等の実態から子ども・若者の権利論を関係の権利論の立場から概念的に捉え直し、公正な配慮(ケア)を社会的に保障するための理論的基盤として鍛え直すこと。これらの課題に対して、理論と実践の往還によって実証的な研究を展開することによって、包括的な教育・社会システムに構築に向けた課題を明らかにしていくこととした。

4. 研究成果

(1) 子ども条例に基づく総合的な子ども施策

先行研究の検討と条例制定自治体を対象とした調査を実施して、子ども条例の実態と課題を分析し、現代における子ども・若者が抱える困難の複合性・複雑性の一端を明らかにした。特に、自治体施策としての子どもの権利擁護機関に関して、子どもの権利に関する理論的研究と実践的調査研究の両面から検討することを通して、法制度的な課題と展望を探ることを中心に研究を進めた。その際、ケアの理論からの示唆を踏まえた上で、「子どもの権利擁護機関」に期待される役割として、個別の権利救済に止まらない制度改善やモニタリングの機能の重要性を明らかにした。すなわち、子どもの権利擁護機関などの子どもの権利に関する独立した監視機関の役割としては、家庭において適切なケアが提供されていない場合に地域社会の支援ネットワークに繋げたり、学校での困難に福祉的な視点からアプローチするなど、従来の社会構造の中で潜在化していた子どもの困難を明らかにすることで既存の支援システムを有効に機能させることが期待される。

この研究成果は、論文「子どもの権利擁護機関に関する制度的検討 条例に基づく子

もの権利擁護制度の特徴と課題（『東海学園大学研究紀要』人文科学研究編第26号、2021年）にまとめ、子どもの権利を保障する自治体行政システムの構築に向けて、子どもの意見表明権を保障する権利擁護制度の理論的・実践的な課題を明らかにした。具体的には、「子どもの権利擁護機関」に期待される役割としては、次の4点を指摘した。第一に、個別事例に関する権利救済である。権利侵害の相談にあたって、子どもの声をしっかりと聞き取りながら、「子どもの最善の利益」の確保のために、子どもを取り巻く関係性を修復することが期待される。その際に、対話による調整や適切な支援機関との連携を図ることで問題の解決が目指されるが、必要に応じて勧告や是正要請を出して強く改善を求めるといった対応がとられる。第二に、制度改善に向けた提言機能である。個別事例をきっかけとしながら、社会システムや学校文化の構造変容を促していくことが期待される。第三に、子どもの権利に関する状況を把握するモニタリング機能である。相談に対応するだけでなく、子どもの実態を把握するための調査研究や、NPOなどの子ども支援者との連携によって、社会構造に「埋め込まれた差異」としての不平等や不公平な状況を顕在化させる役割が期待される。そして、特にケアの理論からの示唆を踏まえた上で、個別の権利救済に止まらず、第二と第三の機能の重要性を主張した。なぜなら、「子どもの権利擁護機関」などの子どもの権利に関する独立した監視機関の役割としては、家庭において適切なケアが提供されていない場合に地域社会の支援ネットワークに繋げたり、学校での困難に福祉的な視点からアプローチするなど、従来の社会構造の中で潜在化していた子どもの困難を明らかにすることで既存の支援システムを有効に機能させることも期待されるからである。

子どもをめぐる様々な課題に対して権利保障の視点から取り組んでいくためには、子どもの成長発達に影響を与えている社会の構造的問題を明らかにして、その改善を図っていかねばならない。そのため、子どもの権利条例に基づく権利擁護の実践を通して、子どもの生活と学習を支える地域社会の仕組みを創り出していくことが期待される。しかし、子どもの権利擁護機関の仕組みは法制度的な基盤が十分に整備されていないこともあって、個別事案の救済活動だけでなく、子どもの権利の状況をモニタリングして、社会制度の改善に取り組んでいくといった包括的な役割を果たしていく上では課題も多いことが明らかとなった。

子どもの権利擁護機関に関する検討を通して、包摂的な自治体行政システムに関する考察を一定程度深めることができた。

（2）地域に根差した民主的な学校運営

これまで学校・教育制度において子どもの権利が根付いてこなかった背景として、管理主義的で画一的かつ競争的であることが指摘されてきた。それに対して、子どもの学びや育ちを保障する観点から学校運営のあり方を問い直し、学校・教育制度だけでなく、学校・教職員の文化・慣習を含めて再構築していくことが目指される。そのためには、学校づくりの主体として子どもの参加を進め、実態に基づいて子どものニーズを把握し、学習環境を保障していく仕組みが必要となる。また、学校運営への子どもの参加とは、教職員の専門性に基づいて保障されるものであるが、保護者や地域住民などとの協同によって、子どもを中心とした対話的な関係性を構築することで可能となる。その際に、子どもとおとなの非対称的な関係性において、「避けられない依存」の状態にある子どもにとって、自分自身のニーズ（意見や思い、願いなど）を発信して、おとなに伝えることはとても難しいことである。そのため、社会全体で子どもの権利に関する認識を深め、子どもとの関係の中で潜在的なニーズを含めた子どもの思いを丁寧に汲み取っていくという応答的な試みを繰り返すことによって、子どもの権利を保障する対話的な関係性を創り上げていくことが課題となる。

こうした課題に対して、公教育の共同統治を推進する研究実践「学習環境調査による対話のある学校づくり」(科研費基盤研究(B)17H02658「公教育の共同統治を推進する分散型リーダーシップシステムと学習環境調査票の開発研究」研究代表者：坪井由実)と連携して、対話的な関係性によって子どもの権利を保障する公共空間を創り出していくための学校運営に関する研究を行った。本実践は、子ども・保護者・教職員・地域住民(学校運営協議会のメンバー等)の四者にアンケート調査(学習環境調査)を行い、そのデータをもとに、四者それぞれが対話の機会を設けたり、四者間で思いや考えを交流し、その違いに気づき、相互に理解し合う取り組みを通して、対話的な学校づくりを進めることを目的としている。また、四者による対話を通して「子どもの声を聴く」ことで、学校における「子どもの参加」を進めるだけでなく、家庭や地域など、子どもたちが過ごすあらゆる場面における「子どもの最善の利益」の実現に繋げることが期待されている。本実践では、すべての子どもの思い・願いが込められたアンケート調査の結果を丁寧に読み解くことを通して、対話集会での意見表明が難しい子どもたちの声に耳を傾けるとともに、アンケート調査には直接表れてこない、子どもたちの背景にある様々な困難や多様な状況、多面的な思いなどを対話の実践を通して汲み上げていくことを目指している。

本実践のねらいは、関係的権利観に基づいて、教職員・保護者・地域住民が「対話のある学校づくり」の実践を通して子どもたちの声に丁寧に耳を傾けることで、学校や家庭において子どもの参加する権利を保障し、「子どもの最善の利益」を中心に据えて学習環境の改善を進めていくことである。そのためには、学校運営の視点では地域住民との信頼・協働関係の構築や教職員

の意識変容が、地域社会の視点では子ども・学校への理解や支援、地域と学校の連携、子どもにやさしいまちづくりが、家庭の視点では学校との信頼関係、権利主体としての子どもへの認識、子どもの権利を尊重した関係性の構築が、それぞれ必要であり、子どもを取り巻く幅広い視点から取り組んでいくことが求められる。

(3) 子ども・若者の権利に関する規範的理論研究

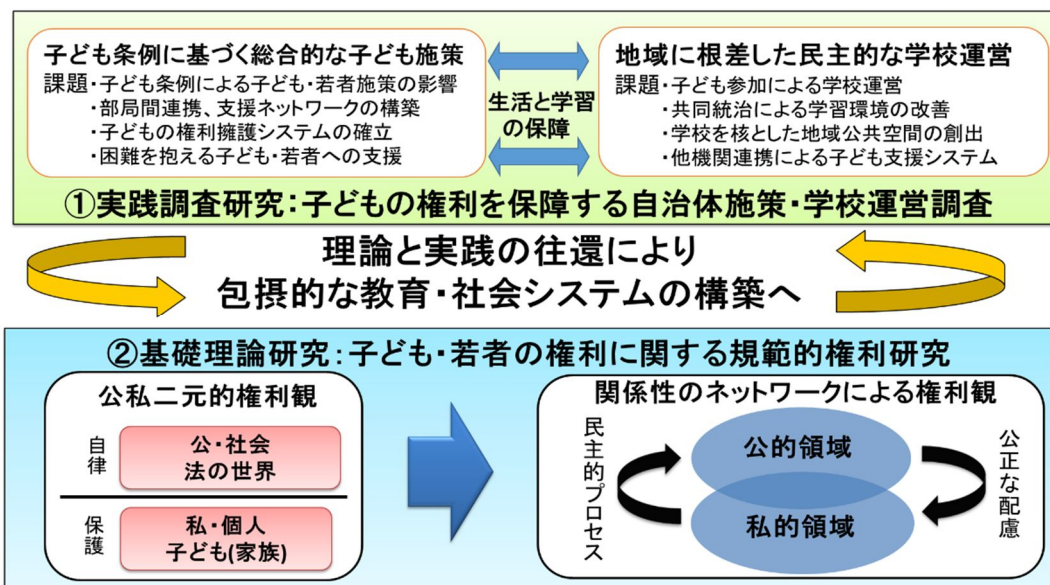
子ども・若者の権利論を关系的な権利観によって再構成していくために、法哲学や政治学分野におけるリベラルな主体概念を捉え直す議論や平等をめぐる議論、正義とケアの議論を中心に国内外の文献を対象として理論的に検討した。この理論研究によって、关系的な存在としての子ども・若者を権利の主体として明確に理論付けた上で、子どもの権利研究における关系的権利論を現代社会における構造的な問題に取り組む理論として発展的に捉え直した。

特に、关系的子どもの権利論を精緻化する上で問題となる依存的な存在の権利主体性について検討した。自律的な個人という特殊な属性にとらわれたリベラリズムの権利観が暗黙の内に有してきた排除の構造を明らかにした上で、Vulnerabilityの視点から関係性の中で生きる人間像を主体とした権利観への転換が必要となる。关系的子どもの権利論は、リベラルな権利論を関係性によって補うだけではなく、伝統的な権利概念が想定してきた権利主体像自体を关系的に捉え直すことによって、依存的な存在である子どもの権利主体としての位置づけが明確になる。

また、リベラリズムの権利概念において、子どもの権利が公的領域と私的領域の区別によって公共の議論から排除されてきた問題を、フェミニズム法学におけるケアの理論から考察した。子どもは他者への依存を不可避とするために公共の議論から排除されてきた。しかし、権利の主体として人間像を关系的な存在として捉えることによって、他者との依存的な関係性の中でしか生きられず、なおかつ依存的な関係性によってこそ成長発達していく子どもの権利主体としての尊厳と社会の責任が明らかになる。子どもの「傷つきやすさ(vulnerability)」は、制度や社会構造に規定されたものであって、子どもの権利への着目は、社会の構造的な不平等・不公平の実態を明らかにする。すなわち、子どもの権利論は、社会構造によって生じる差異の問題を、保障されるべき基本的なニーズとして捉え返すとともに、政策や制度の改善によって既存の社会構造を変革していくための指標となるものである。

本研究の成果として、Vulnerabilityの概念に基づいて依存的な存在としての子どもの主体性を尊重する社会システムの形成を促していくことを、子どもの権利論の可能性として見出すことができる。子どもが権利の主体であるということは、社会において個人として尊重されることである。他者に依存しながらも個人として尊重されるためには、特定の関係によって抑圧されることない関係性が形成されなければならない。そして、関係性を有する他者の努力によって、子どもの声を聴き、「ベスト・インタレスト」を探り、それを実現することが目指される必要がある。そのために、子どもの権利保障としては、子どもを支援する者を支えるための社会システムを創出することによって、対話的な関係性の形成を図ることが求められる。

关系的子どもの権利論は、関係性への着目によって既存の社会システムの課題を明らかにし、子どもの成長発達に必要な支援を社会的に保障していく上での理論的基盤となるものである。



5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 伊藤健治	4. 巻 -
2. 論文標題 子どもの権利を保障する「対話のある学校づくり」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 「学習環境調査に基づく対話のある学校づくり」ハンドブック	6. 最初と最後の頁 40-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 伊藤健治	4. 巻 -
2. 論文標題 子どもの権利論と社会的包摂	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 グローバル化時代における包摂的な教育制度・行政システムの構築に関する国際比較研究（科 研:26285169、研究成果報告書）	6. 最初と最後の頁 109-115
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横井敏郎、伊藤健治、横関理恵	4. 巻 131巻
2. 論文標題 高校中退の軌跡と構造 - 北海道における64ケースの分析 -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 北海道大学大学院教育学研究院紀要	6. 最初と最後の頁 111-144
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.14943/b.edu.131.111	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 伊藤健治	4. 巻 第2巻第1号
2. 論文標題 学校教育におけるシティズンシップ教育の課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 東海学園大学教育研究紀要	6. 最初と最後の頁 53-61
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 伊藤健治	4. 巻 第50巻
2. 論文標題 子どもの権利保障における意見表明権の意義	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本教育法学会年報	6. 最初と最後の頁 111-120
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤健治	4. 巻 第26巻
2. 論文標題 子どもの権利擁護機関に関する制度的検討 条例に基づく子どもの権利擁護制度の特徴と課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 東海学園大学研究紀要・人文科学研究編	6. 最初と最後の頁 1-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

[学会発表] 計4件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 坪井由実、伊藤健治、篠原岳司、辻村貴洋、福島賢二、藤岡恭子、松原信継、柳林信彦、渡部昭男
2. 発表標題 分散型リーダーシップによる学校と教育委員会の新しい関係形成の実践的研究 - 「学習環境調査に基づく対話のある学校づくり」プログラムの開発
3. 学会等名 日本教育行政学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 伊藤健治
2. 発表標題 ケアの理論による子どもの権利概念の捉え直し 関係性に基づく権利保障の課題
3. 学会等名 日本教育学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 渡部昭男、伊藤健治、永江多輝夫、藤岡恭子、坪井由実
2. 発表標題 鳥取県南部町における地域と学校の協働を土台とした新展開
3. 学会等名 日本教育行政学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松原信継・間宮静香・伊藤健治
2. 発表標題 わが国におけるスクールロイヤー（制度）の現状と課題 アンケート調査結果に基づく考察
3. 学会等名 日本教育政策学会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 横井敏郎、坪井由実、辻村貴洋、伊藤健治、篠原岳司、安宅仁人、市原 純ほか	4. 発行年 2020年
2. 出版社 八千代出版	5. 総ページ数 280
3. 書名 教育行政学（第3版）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------